

岩手県告示第 25 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定により、種苗生産事業者の登録に係る講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 1 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 平成 19 年 2 月 16 日(金)午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 岩手県民会館 第 3 会議室

2 受講手続 受講申込書を平成 19 年 1 月 31 日までに所管広域（地方）振興局長に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県農林水産部森林整備課又は最寄りの広域（地方）振興局、総合支局、農林センターの林務担当部局若しくは岩泉林務事務所に問い合わせること。